

## 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金 市による補助のご案内

(創業チャレンジ融資、雇用促進融資、空き店舗活用チャレンジ融資)

弘前市では、「選ばれる青森」への挑戦資金の利用者を対象に、信用保証料の補助や利子補給を行います。

### 1 弘前市内で創業するかた

- ◎対象資金 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(1)「創業する事業」）
- ◎対象者 市内で新たに中小企業者として事業を開始しようとするかた、または市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から1年間の利子を全額補助」及び信用保証料を全額補助（県が30%を補助、残りの70%を弘前市が補助）

### 2 雇用創出を伴う事業に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(9)「雇用する計画の事業」または(2)～(8)において(9)「雇用する計画の事業」の条件を同時に満たすもの）  
※上記(7)、(8)太陽光発電を除く。
- ◎対象者 市内に事業所を有する中小企業者で、常時使用する従業員を新たに2人（小規模事業者、もしくは新規学卒者等であれば1人）以上、雇用する計画の事業を行うもの  
※県が定める条件を満たす必要があります。詳細は別添チラシをご覧ください。
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

### 3 空き店舗で開業するかた

- ◎対象資金 青森県「選ばれる青森」への（別添チラシ(3)「空き店舗活用チャレンジ融資」）
- ◎対象者 市内の中心市街地区域内にある商店街(※)の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等活性化への取組として市の認定を受けたもの
- ◎補助対象融資 融資額 3,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から5年間の利子を全額補助」及び「信用保証料の50%を補助」
- ※対象となる商店街 駅前、大町、土手町（上土手、中土手、下土手）、百石町の商店街

- ◎上記補助の対象となる融資の実行期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- ◎上記2、3の併用はできません。
- ◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金を利用することは可能です（所定の保証料等は自己負担となります）。

〈お問い合わせ先〉

- ◎信用保証料補助及び利子補給に関すること…弘前市商工労政課商業振興係 電話 0172-35-1135
- ◎青森県特別保証融資制度に関すること……青森県商工政策課 電話 017-734-9368

## <<連携融資制度に関するQ & A>>

Q1 弘前市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く（または置こうとする）事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が弘前市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

Q2 「1 弘前市内で創業するかた」または「2 雇用創出を伴う事業に取り組むかた」について、融資額が1,000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2 信用保証料の補助対象となる融資は、融資額1,000万円以内に限られます。  
ただし、例えば、融資額1,500万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と、補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について、信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q3 「2 雇用創出を伴う事業に取り組むかた」について、雇用の条件を満たすかどうかの判断はどのように行われるのですか？

A3 当該制度により融資を受けたかたは、融資実行後、県に対し、雇用状況について報告する義務があります（融資実行後、県から報告を求める文書を送付します。）。当該報告を受け、県が雇用の条件を満たしているかどうか確認、判断します。

融資実行後に雇用の条件を満たさないと判断された場合は、補助を受けた信用保証料を後日お支払いいただくこととなります。

詳細については、県ウェブサイト（※）にQ&Aを掲載していますので、そちらでご確認ください。

※県ウェブサイト内 「『選ばれる青森』への挑戦資金のご案内」 ページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html>

または「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金」でウェブ検索してください。

Q4 「3 空き店舗で開業するかた」について、融資期間が5年を超える場合でも融資対象になりますか？

A4 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）の融資期間は運転資金10年以内、設備資金15年以内であり、このうち、貸付当初から5年間の利子については弘前市が全額を補助し、5年を超える分については、全額自己負担です。

Q5 「青森県・弘前市」連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込ください。  
ただし、「空き店舗で開業するかた」については、事前に弘前市商工労政課商業振興係へご相談ください。

※市補助の対象となる青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金\*、岩手銀行\*、東北銀行\*、北日本銀行\*、みずほ銀行\*、ウリ信用組合\*

（\*印の金融機関は、市補助「創業するかた」「空き店舗で開業するかた」は対象外です）